

## 1. 計画策定の背景と目的

### 1) 甲州市と景観計画

本市では、平成 19 年度に策定した「第 1 次甲州市総合計画」に基づき、都市計画のまちづくり分野において、将来を展望した総合的かつ一体性を有するまちづくり方針として、「甲州市都市計画マスタープラン・甲州市まちづくり基本方針」を平成 21 年 3 月に策定しました。

その中では、持続可能なまちづくりを支えるため、豊かな自然、果樹園や市民の手により培われた優れた歴史・文化環境や美しい景観を守り、育てて、その魅力を一層高めることの必要性が示されています。

その主要課題の一つとして、景観法の適用を考慮した景観の整備、規制、誘導方針や歴史まちづくりの推進などの施策とその方針づくりとともに、景観形成や歴史文化のまちづくりに関わる市民参加活動の支援策、市民主体の推進体制や手続き、基準や審査などの具体的な施策化が求められています。

このような具体的な施策の一つとして、「景観計画」が挙げられます。「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の実現に向け、甲州市らしい良好な景観形成を図り、もって、市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを進めるため、「景観計画」を策定します。

### 2) 景観法の制定

近年、人々の価値観は量的充実から質的向上へと変化し、景観に対する意識が高くなっています。そのため、今まで以上に個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められるようになってきました。

我が国は地域による気候・風土の多様性や四季の変化に富み、水と緑の豊かな美しい自然景観に恵まれており、その美しさは海外からも高い評価を得ています。しかし、これまでの国土づくり、まちづくりにおいては、経済性や効率性・機能性を重視する傾向にあったため、美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られる状況となっています。

このような背景の中、都市・農山漁村等における良好な景観を形成するため、我が国で初めての総合的な法律として、「景観法」が平成 16 年 6 月に制定されました。

この「景観法」中で、景観行政団体（都道府県、政令市、中核市）は、「景観計画」を策定し、地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を行うものとしています。

国は「良好な景観は国民共通の資産」として位置づけ、自然や先人の培った地域固有の景観を後世に伝えることを目的に、「美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造」を基本理念としています。

■景観法の基本理念と責務

基本理念		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です。</li> <li>●良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります。</li> <li>●地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません。</li> <li>●景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければなりません。</li> <li>●景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです。</li> </ul>		
責 務	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、実施します。</li> <li>○普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深めます。</li> </ul>
	地方公共 団体	○良好な景観形成に関し、区域の自然的社会諸条件に応じた施策を策定し、実施します。
	事業者 住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます。</li> <li>○自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように務めます。</li> </ul>

3) 景観計画策定の目的

景観計画とは、景観行政団体(都道府県、政令市、中核市等)が、景観行政を進める基本的な計画で、地域の特性のふさわしい良好な景観を形成する必要がある区域等について定めることができるものです。

本市では、合併前の勝沼町が景観行政団体に指定されていたので、合併後は本市が景観行政団体に指定されています。

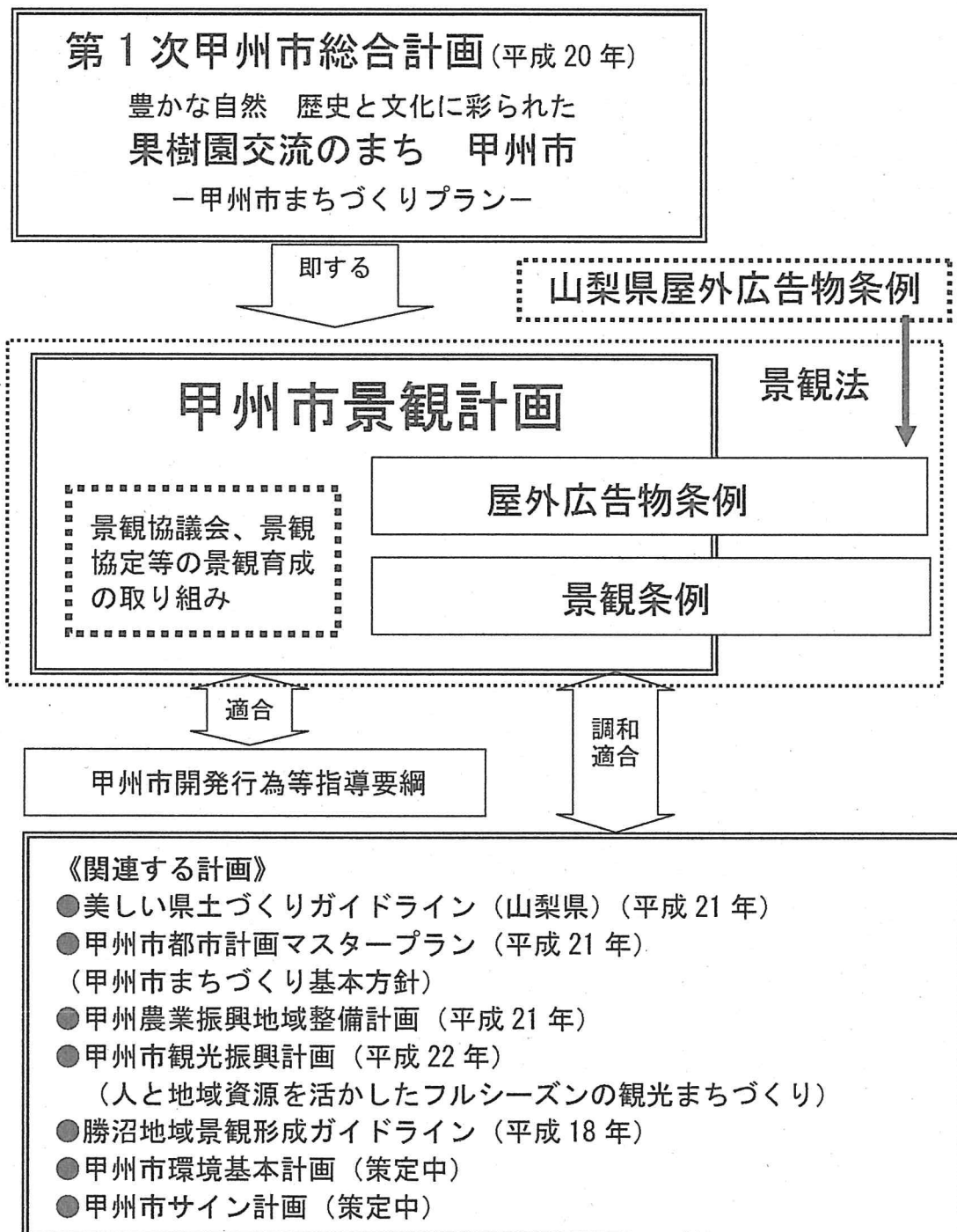
本計画は、市民生活や産業構造の変化に対する景観的課題の顕在化に対応し、本市の景観政策の充実と向上を図ることにより、本市固有の景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる美しいまち」を実現することを目的として策定しました。

良好な景観は、本市の価値を高め、人々が何度も訪れ、その地域に暮らしたいと考えるようになるとともに、子どもたちの「わがまち」への愛着を育てていくことが期待されます。本計画では、市域全域における景観形成に関する基本的な方針と基準を定めていますが、今後においても景観上重要な地区等については、逐次、本計画の見直しを行い、さらに充実させながら本市らしい個性ある景観形成の実現を目指していくものです。

## 2. 計画の位置づけ

### 1) 関連計画における甲州市景観計画の位置づけ

本計画は、甲州市総合計画を踏まえ、これに基づき、都市計画区域における具体の指針をとりまとめた甲州市まちづくり基本計画（甲州市都市計画マスタープラン）や他の関連計画と整合性を図りながら計画を策定します。また、勝沼地域においては、合併前より景観計画について検討が進められており、合併後「景観形成ガイドライン」が策定されました。これらの成果を取り入れて計画を策定します。



## 2) 上位・関連計画の要点

### (1) 第1次甲州市総合計画（平成20年3月策定）

#### ①計画の概要

- ・基準年次：平成19年 目標年次：平成29年
- ・将来人口：33,810人（平成29年）
- ・まちづくりの将来像

『豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市』

#### ②将来像実現のための基本目標

- ・創意に満ちた活力ある産業のまちづくり
- ・健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり
- ・快適で安心して暮らせるまちづくり
- ・自然と共生する環境保全のまちづくり
- ・心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり
- ・ともにつくる協働と参画のまちづくり

#### ③土地利用の方針

- ・目指す将来像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、主要区域の土地利用にかかわる基本の方針を次のように定めています。

#### ■主要区域の土地利用方針

市街地型土地利用	果樹園居住型土地利用	森林・自然型土地利用
公共施設や商店、住宅等が集積する人口集中区域については、拠点区域として位置づけ、道路網の整備充実をはじめ、公園等の生活環境・基盤整備を進めるとともに、商業サービス機能や行政拠点機能、教育・文化機能など多様な都市拠点機能の充実を進め、人々が集う魅力ある市街地環境の創出に努めます。	農業と共存する集落地域や住宅地については、生活道路や公園の整備、生活排水処理の充実を総合的に進めて農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりある居住環境の創出に努め、定住の促進及び地域の活性化を図ります。また、農用地については、農業生産基盤の一層の充実をはじめ、整備された優良農地の保全・活用、遊休・荒廃を防止・解消し、生産性の高い農業生産地として長期的な活用に努めるとともに、市の特色のひとつである果樹園景観の保全に努めます。	森林については、将来にわたって適正に管理され、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めます。また、自然的土地利用を主とする地域で自然体験・交流に活用できる区域については、自然環境や景観を保全するとともに、レクリエーション・交流空間としての機能の維持・強化に努めます。

## (2) 甲州市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定）

### ①計画の概要

- ・基本年次：平成20年 目標年次：概ね20年後の中長期を見据えた方針
- ・まちづくりの将来像：『歴史と文化を育む もてなしと暮らしやすさの果樹園都市』

### ②まちづくりの基本的方針

1. 培われた、歴史・文化・環境・景観を守り、まちづくりに活かします。
2. 自然・農林と共生し、節度とまとまりのあるまちと里を守り、育てます。
3. 安全で快適に暮らし続けることのできるまちと里を創ります
4. 誰もが参加できる、協働によるまちづくりを進めます

### ③目標とする都市構造

1. 拠点 ■都市拠点 ■市民生活拠点 ■地区拠点 ■交流拠点 ■新産業拠点	2. 土地利用の基本エリア ■森林保全エリア ■里山保全エリア ■里山果樹園エリア ■平地部果樹園エリア ■市街地エリア	3. 軸 ■都市連携軸 ■市民生活軸 ■観光交流軸
---	---	------------------------------------

### (3) 甲州農業振興地域整備計画

#### ①計画の概要

- ・基本年次：平成 21 年 3 月（概ね 5 年ごとに見直し）
- ・地域農業特性の上にたって、やまなし農業ルネサンス大綱との整合を図り、県オリジナル品種の導入や施設栽培、観光農業、花き栽培等、高収益の作物・作型の導入を推進します。また、産地のブランド化を図るため、一定の基準を満たした果樹の安定供給を目指した栽培方法を促進し、安定的な農業経営体の育成を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・都市的土地利用を計画的に規制、誘導する都市計画区域用途地域の拡大については、農業と調整を充分に行うものとします。一方で、農業集落地域では、集落の計画的な整備を誘導し、集落の維持、発展を念頭に置き、地域バランスのとれた土地利用を行いながら、基盤整備導入農用地や集団的な優良農用地を積極的に保全し、諸施策を講じて耕作放棄地の発生の抑制に努めます。

### (4) 甲州市観光振興計画

#### ①計画の概要

- ・基本年次：平成 22 年度 ・目標年次：平成 26 年度（5 カ年計画）
- ・観光が地域経済をけん引する産業であることに期待をこめて、「観光立市」を政策の柱に据えるとともに、自然環境、歴史、文化、産業等の地域資源を徹底的に掘り起こし、再評価し、整備し、また新たに創造することによって、地域を元気にしていく具体的活動を推進します。

#### ②計画の基本方針

- ・「観光とは、その地域のあらゆる資源が光り輝いており、それを観るために人々が集い交流する」ことと定義し、観光まちづくりを通じ、市内外の人々の交流を促進するとともに、市民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

### 3) 制度上の位置づけ

#### (1) 景観計画制度を活用した良好な景観づくり

- ・平成 16 年の景観法における大きな柱の一つとして創設されたのが「景観計画制度」です。
- ・「景観計画制度」は、①区域を定め、②景観形成に関する方針を行為の基準を定め、③区域内の建築等の行為に届出・勧告制を適用することによって、良好な景観を達成しようとする仕組みとなっています。

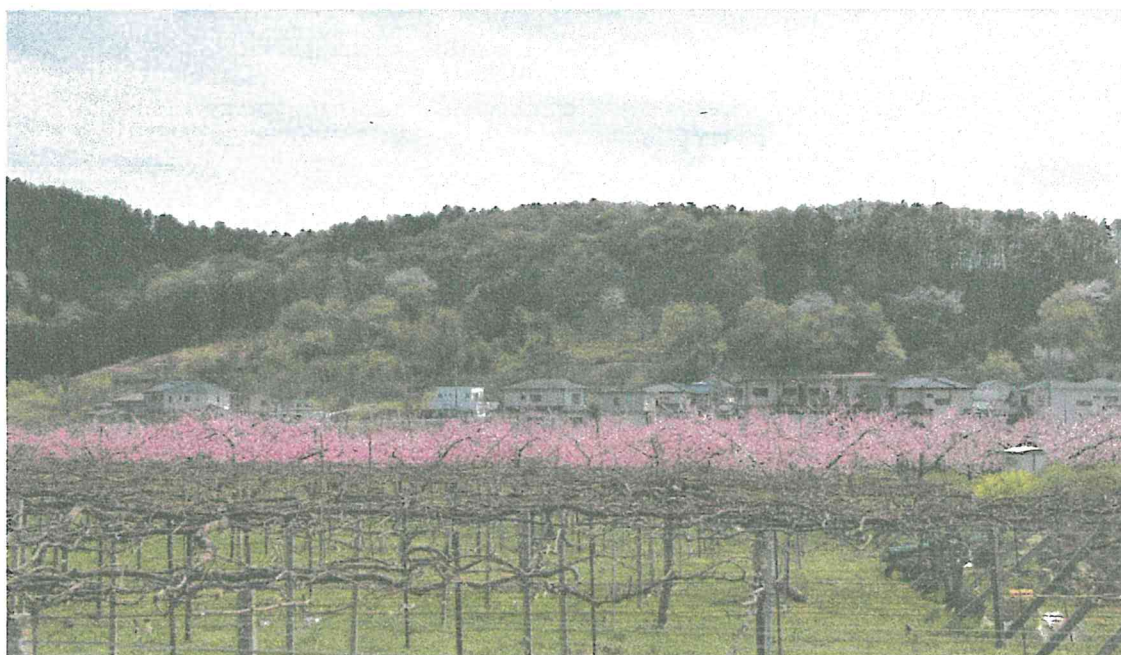
#### (2) 景観法を活用した景観計画の策定

- ・景観法では、その理念の一つに「良好な景観は地域の自然、歴史、文化等と人々



の生活、経済活動等の調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が保たれなければならない。」(法第2条第2項)と謳っています。良好な景観がただ目に見えるものだけではなく、その背景にある地域住民の生活と直接結びついたものであるとしています。しかしながら法律の内容は、建物を中心とした物的空間としての景観を操作しようとするものであり、その背景にあるまちの環境や農村環境まで踏み込んではいません。

- ・前記の各種計画の中でも、景観形成が地域の魅力を向上させ地域活性化を図る、としています。本市では景観法の施行を契機に、この計画を策定することにより、必ずしも学術的に評価されるような景観でなくとも、既に形成された地域固有の価値を表現している景観の保全を可能にします。さらに、景観法を用いる中で、景観保全のみならず、まちづくりの観点も取り入れて、多くの市民が景観資源や理想の町並み像を創り出す活動に参加し、その価値を認識できるような取り組みを進めていくこととします。



#### 4) 計画の見直し

本市の個性ある景観を将来世代に受け継いでいくため、景観づくり活動は将来にわたり、長期間取り組んでいく必要があります。

したがって本市の景観づくりにおける基本的な方針となる本計画は、常に見直しを行いながら成長させる計画として、新たな景観誘導の仕組みが求められる場合は、甲州市総合計画や都市計画マスタープランと整合を図る中で、実情に即した計画内容の変更を随時行うものとします。

### 3. 甲州市の景観の特色

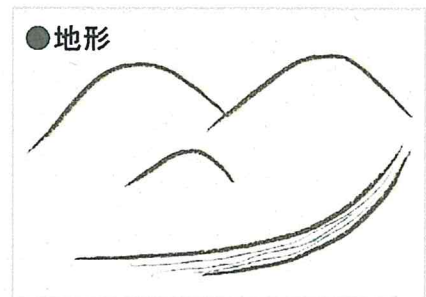
#### 1) 景観とは

##### (1) 景観とはさまざまな要素の積層

- ・景観の特徴を決定する条件のひとつとして、いくつかの要素が積層して景観を構成しています。一般的に積層する要素を「地形」「植生」「農林業」「暮らし」「商工業」の5層としてとらえます。
- ・この中で、農林業と暮らしの層が、その地域の景観として意味づけられることが多く、また商工業の層は、その地域の景観を意図的に操作して変更することが可能な要素です。

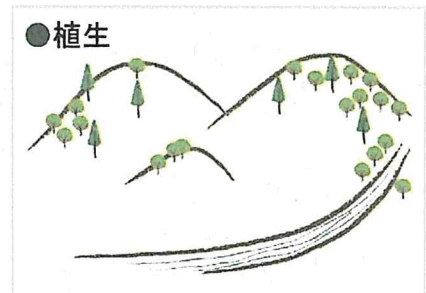
##### ①地形

一番下層にあるのは「地形」です。甲府盆地の東端に位置する甲州市は、山々に囲まれた丘陵や扇状地などの傾斜地が多く、高台から甲府盆地を見渡すことができます。



##### ②植生

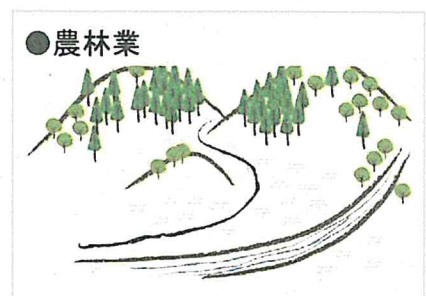
「地形」の上に、自然に繁殖している草木等を要素とした「植生」があり、これらは気候や標高などの自然条件により特色が異なります。



##### ③農林業

「地形」「植生」を要素とした景観の上に、今度は「農林業」を要素とした土地利用が積層されます。

甲州市は、農林業が産業として発展しましたが、丘陵や傾斜地など稲作に向かない土地が多いため、桑畑から現在の果樹園利用になり、植林され山林として利用されるなど、現在の景観の基礎となっています。



##### ④暮らし（建物、道祖神、行事等）

産業としての農林業が根付くことにより、そこに人々が居住し「暮らし」が重なります。

人々の暮らしが生み出した住居や、信仰による寺社などが、その土地の自然環境等から影響を受けながら配置され、景観形成の要素となります。

また、土俗的な信仰等で設置される石仏等や、さらにはお祭りや地域イベントなどで一定期間だけ出現する要素も、その土地独特の景観を構成する要素です。



##### ⑤商工業

「暮らし」による営みが増加し、人々の交流の多いところに流通が生じて、商業サービスに関連する店舗や事業所に人々を誘導する看板が設置されるようになり、公共の交通等も整備され、それに伴う生活習慣の変遷なども日常の生活を支え、景観の要素となります。





## (2) 自然的要素と人為的要素

- ・前述の5つの階層が積層されて景観を形成していると考えると、1層目と2層目の「地形」、「植生」の層は、古くからの自然条件により形成されてきたもので、人が簡単に手を加えることが出来ない自然的要素であり、保全の対象となる要素です。
- ・3層目から5層目の「農林業」「暮らし」「商工業」は、人為的要素といえます。
- ・特に3層目の「農林業」の層は、本市の景観にとって大きな要素であるとともに、その地域の歴史に大きく関わり、長い年月をかけて形成され、時代や環境の変化によって変化していきます。
- ・また、その産業の層の上にさらに積層する「暮らし」の層は、風土に根ざした生活から発生するものであり、これも長い歴史の中で積み重ねられた“伝統文化”として捉えられるものです。
- ・「商工業」の層については、現代的な利便性や効率性、収益性等、経済的な視点で形成される面があり、そこに住む人々の営みに深く関連しつつも、景気などにより短期間で大きく変化しやすいものです。
- ・逆に言えば、意図的に操作して変更が可能な部分であり、景観を向上させるためにデザインのガイドラインなどにより規制・誘導していくことが可能なものです。

## (3) 保全・継承する景観、育成・創造する景観

- ・したがって、長い年月をかけて自然及び産業に伴う生活習慣・地域文化により形成されてきたその地域特有の景観（1層～4層）がその地域の特性であり、その特性を活かしていくことが地域再生の大きな資源になり得ます。
- ・このことから、基本的には保全・継承していくことが重要であり、そのためのルールを決めて取り組むことで、地域の特色ある良好な景観を保つよう誘導することが求められます。
- ・暮らしに関わる「建築物・工作物」や商工業に関連する「屋外広告物類」は、短時間で変化します。特に広告は性質上目を引くデザインや大きさにするため、景観を大きく変化させる要素です。
- ・これらの景観形成要素に一定の方向性を定め、ガイドライン等を取り決めて計画的に整備を行うことで、そこに暮らす人々の思いを表現することが可能となります。

